

2018年5月 新興経済グループ (EEG) 会議報告

ASBJ 専門研究員 おかべ けんすけ
岡部 健介

I. はじめに

新興経済グループ (Emerging Economies Group ; EEG) は、新興国による IFRS の開発への関与を促す目的で、2011 年に IFRS 財団の評議員会の主導により設立されたグループである。EEG は、新興国における IFRS 適用上の課題について検討するグループであり、規範性のあるガイダンスを公表する機能は有さないが、EEG における議論は、新興国における IFRS 適用上の具体的な課題を国際会計基準審議会 (IASB) に伝え、IASB のアジェンダ設定に貢献する。

EEG は G20 に参加している新興国及びマレーシアにより構成されており、議長は Amaro Gomes IASB 理事、副議長は Yibin Gao 中国財政部会計司司長兼中国会計准则委員会 (CASC) 主任である。EEG 会議は年に 2 回開催されており、今回は 2018 年 5 月 14 日から 16 日の 3 日間、クアラルンプール (マレーシア) の会場で開催され、各法域の会計基準設定主体等の代表者¹に加え、IASB からは EEG の議長を務める Amaro Gomes 理事、Darrel

Scott 理事、Michelle Sansom アソシエート・ディレクターが参加した。日本は EEG の加盟国ではないものの、仮想通貨に関する会計処理が議題に取り上げられ、日本における取組みについて紹介する機会が得られたため、今回初めて EEG 会議に参加し、企業会計基準委員会 (ASBJ) から川西常勤委員及び筆者が出席した。

II. 今回の会議の概要

今回の会議の議題は、次のとおりであった。本稿ではその中から、(1) IFRS 第 16 号「リース」及び(3)仮想通貨について議論の概要を紹介する。

- (1) IFRS 第 16 号「リース」
- (2) EEG メンバーからの議題
 - ① 強制的な公共設備のコスト負担
 - ② 非営利企業の連結
 - ③ 流動・非流動資産の表示
- (3) 仮想通貨
- (4) 小規模企業及び非公開企業の会計処理
- (5) 子会社の会計処理

1 EEG は、アルゼンチン、ブラジル、中国、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、メキシコ、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコの 12 カ国で構成される。今回の会議には、アルゼンチン及びメキシコを除く 10 カ国に加え、日本及びオーストラリアが参加した。

- (6) IASB アップデート
 (7) IFRS 第9号「金融商品」の新興国における適用に関する初期的見解

1. IFRS 第16号「リース」

本セッションでは、IFRS 第16号の概要及び各論について Darrel Scott 理事から説明があったが、EEG メンバーからも随時質問がなされ、メンバー間で活発な意見交換が行われた。IFRS 第16号の概要の説明の中では、貸手の会計処理を借手の会計処理と整合させなかったことについて改めて議論され、借手の会計処理については負債が認識されないこと等に懸念が聞かれた一方、貸手の会計処理を変更すべきであるという強い要請が聞かれなかったことなどが理由として挙げられていた。

その後、IFRS 第16号の各論について事例を交えながら説明がなされ、これらについて各国が認識している課題を共有し、意見交換が行われた。主な論点は以下のとおりである。

● リースの定義

リースの定義に該当するための要件（特定された資産、使用から経済的便益を得る権利、使用を指図する権利）を満たすか否かの判断について、空港での営業権、製造アウトソーシング契約等の事例を用いて議論された。

● 変動リース料

変動リース料が含まれる場合に、真正の変動性の有するののか、それともリース負債として計上すべき実質的な固定部分が含まれるかの判断について、リース料がリース資産からのアウトプットに依存する事例等を用いて議論された。

● リース期間

更新オプションを有する場合に、リース期間を延長することが「合理的に確実」か否かの評価方法について、ペナルティなしで借手が解約できるケースや、ペナルティなしで借手

と貸手の双方が解約できる事例等を用いて議論された。これは、短期リースに係る認識の免除規定の適用可否を判断する上でも重要となる。

2. 仮想通貨

本セッションでは、オーストラリア会計基準審議会（AASB）の Kris Peach 議長からオーストラリアにおける仮想通貨の会計処理に関するリサーチの概要が紹介され、仮想通貨を現行の資産の区分に基づき分類できるかどうか等について議論された。続いて、ASBJ の川西常勤委員から、2018年3月に ASBJ が公表した実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」の概要が説明されるとともに、今後の課題として、ICO が関連する取引のように本実務対応報告の対象外とされた取引における会計上の論点が紹介された。その後、IASB の Michelle Sansom アソシエイト・ディレクターから、IASB 及び IFRS 解釈指針委員会におけるコモディティ・ローン及びそれと関連する取引（仮想通貨を含む。）に係る最近の取組みが紹介された。

EEG メンバーとの議論の中で、各法域において、仮想通貨がどのような法規制を受けているかに関する情報が共有された。政府の方針で仮想通貨の使用が禁止されている法域もある一方で、禁止されていない多くの法域では、具体的な会計処理が明確ではないため、どのように処理すべきか検討しているところであるという発言が複数聞かれた。また、日本における取組みに対しても強い関心が寄せられ、活発な市場がない場合の取扱いにおける測定に係る論点等について意見交換がなされたほか、検討を要する論点として挙げられた ICO に関して、付帯する権利及び義務に様々な類型があり、その違いを検討する必要性等が紹介された。

また、IASB 及び IFRS 解釈指針委員会にお

ける取組みについては、2018年4月に開催された会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)における議論と同様に、コモディティ・ローン及びそれと関連する取引に関して、どのような基準の開発が考えられるかについて議論されたが、EEGメンバーの多くは、仮想通貨も含めた投資目的で保有する資産に関する新たな基準を開発することを支持していた。一方で、範囲が広範に及ぶため、仮想通貨に焦点を合わせるべきであるという意見も聞かれるなど、基準の設定範囲は慎重に検討すべきであるという認識が共有された。

Ⅲ. おわりに

今回 ASBJ は初めて EEG 会議に参加したが、参加国の中にはこれまで接点がありませんでした国もあり、そうした国々の関係者とも意見交換ができたことは非常に有意義であった。また、仮想通貨の会計処理に対する国際的な関心の高さが改めて確認できたので、今後もリサーチを継続し、意見発信に貢献していきたいと考えている。なお、次回の EEG 会議は 10 月に韓国で開催されることが予定されている。